◎新潟県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の４第１項の規定により、刈羽村の一部を受益地域とする県営新池地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年４月５日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成31年４月８日から平成31年５月13日まで

３　縦覧に供する場所

刈羽村役場

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。